

農林水産委員會議録第二十六号

昭和三十一年三月三十日(金曜日)

午後一時二十一分開議

出席委員

委員長 村松 久義君

理事 吉川 久衛君 理事 笹山茂太郎君

理事 白濱 仁吉君 理事 助川 良平君

理事 山口長治郎君 理事 中村 時雄君

理事 芳賀 貢君

足立 篤郎君 安藤 覺君

五十嵐吉藏君 伊東 岩男君

井出一太郎君 石坂 繁君

大野 市郎君 大森 玉木君

加藤常太郎君 川村善八郎君

木村 文男君 楠美 省吾君

小枝 一雄君 鈴木 善幸君

中馬 辰猪君 原 捨思君

本名 武君 松浦 東介君

松野 頼三君 赤路 友藏君

淡谷 悠藏君 伊瀬幸太郎君

稻富 稔人君 石田 宥全君

小川 豊明君 川俣 清音君

神田 大作君 田中幾三郎君

中村 英男君 日野 吉夫君

久保田 豊君

出席國務大臣

農林大臣 河野 一郎君

出席府政委員

農林事務次官 大石 武一君

農林事務官 (大臣官房長) 谷垣 專一君

農林事務官 (農業改良局長) 大坪藤市郎君

委員外の出席者

農林事務官 (農業改良局長) 庄野五一郎君

農林事務官 (農業改良局長) 庄野五一郎君

農林事務官 (農業改良局長) 庄野五一郎君

農林事務官 (農業改良局長) 庄野五一郎君

農林事務官 (農業改良局長) 庄野五一郎君

農林事務官 (農業改良局長) 庄野五一郎君

農林事務官 (農業改良局長) 庄野五一郎君

農林事務官 (農業改良局長) 庄野五一郎君

農林事務官 (農業改良局長) 庄野五一郎君

農林事務官 (農業改良局長) 庄野五一郎君

農林事務官 (農業改良局長) 庄野五一郎君

専門員 岩隈 博君

三月二十九日

農地改革の行過ぎは正に關する諸願 (宇田耗一君紹介)(第一六一七号)

新農業団体設置に關する諸願(松山義雄君紹介)(第一六一八号)

新指導農業団体法制定に關する諸願 外十二件(小金義照君紹介)(第一六一九号)

同(相川勝六君紹介)(第一六二〇号)

農業委員会の強化に關する諸願外一件(鈴木善幸君紹介)(第一六二一号)

強化合成米の育成に關する諸願(松野頼三君外十五名紹介)(第一六六七号)

みつばち飼育費減に關する諸願 (三浦一雄君紹介)(第一六六八号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

農業改良資金助成法案(内閣提出第五六号)

○村松委員長 これより會議を開きます。

農業改良資金助成法案を議題とし、審査を續けます。質疑の通告がありま

す。これを許します。石田宥全君。

○石田(宥)委員 一点だけお尋ねしたいのであります。耕土培養法に基きま

して、予算の中に低位生産地調査事業という項目がありますが、これは昨年

までは人員で二百六十五人の人件費が入

つておるわけでありましたが、その分

と関連いたしました。甘藷試験用材料

隔離増殖事業それから施肥改善事業等

を合せて二百六十五名の人件費が全部

削減されておる。そしてその分は事業

費として支弁することになって、予算

の金額では変更がないのであります。

そういうことになりまして、今年は予

算は減額はしておかないが、来年から

は人員の整理をやるという目的のも

とにこういう組みかえをなされたので

あるかどうか、この点を伺っておき

たい。

○大石(武)政府委員 具体的なことは

改良局長よりお答えいたさせます。

○大坪政府委員 ただいまの御意見の

ありました点であります。その点に

つきましては御意見の通りに、同金額

のものを事業費支弁に組みかえており

ます。しかしながらこれは何人も人員を

整理するとか何とかいう考え方でなし

に、都道府県の側におきまして、事業

費でも人件費でもどちらでも便利のい

ういうふうな方に使つてよろしいとい

うな、都道府県の立場を考慮いたし

まして、われわれといたしましてはそ

ういうふうな組みかえしたのでありま

して、決して人件費の分を削減するとか

いうふうな考え方は毛頭ないのでござ

います。しかしながらこれをやりまし

た結果、都道府県側におきましては、

なおその点につきましていろいろ人件

費が削減されるのじやないかというふ

うなおそれを来ましておるといふう

な状況もありまして、私どもといた

しましては通牒をもちまして、こちら

から仕事を委託するのであります。か

ら、それに必要な人間は必ず確保して

もらいたいということ強く要望する

意味合いから通牒を出しまして、人件

費の相当分が削減されるということが

ないような措置をいたすことに相な

つておるわけでございます。

○石田(宥)委員 しかしそういうふう

に農林省として人員を整理するとい

うことのないようにという要請が出て

おるにしても、やはり来年度の予算編成

の際の一つの前提となつて、大蔵省な

り自治庁なりが、やはり関連的なもの

でありますから、農林省だけでそうい

う指示をされても、来年度の予算編成

の場合には、そつくりその分がやがてな

くなるおそれもあるにしもあらず。こ

とに耕土培養法は、今度改良資金助成

法の関係でこれが削減されるというこ

とになれば、今局長の言われたよう

なことは全然意味をなさないのでござ

います。○大坪政府委員 ただいま申し上げ

したのは、これは農林省ばかりではな

しに、大蔵省とも了解済みでございます

して、この人件費相当分の事業費とい

うものは、農林省が実施の場合にお

きましては、必ず人件費相当分として計上

してもらいたいということにつきまし

て、大蔵省におきまして了解済みで

ありますし、なお自治庁ともこの点に

つきましては連絡をいたしまして、府

県におきましてそういうことのないよ

うな措置をいたすことになつておるの

でございますから、御了承願いたい。

かように考えます。

○石田(宥)委員 そういうことであり

ますと、わざわざ人件費という項目を

なくしてしまつて事業費に繰り入れる

ということの意味をなさないんじやな

いのですか。どう理由でそういう組

みかえをしたのですか。

○大坪政府委員 この点につきまして

は、都道府県側におきまして彼此融通

と申しますか、いろいろな費目ござ

いますので、そういう場合に便宜かと

思つてやつたのであります。ただい

まのような御意見もございますので、

三十二年度以降におきましては、その

間の事情をとりと検討して参りたいと

考へるのであります。三十一年度予

算におきましては少くともそういうよ

うな趣旨を、支障を来さないよう通牒

を厳にいたしたいと考へておるのであ

ります。

○石田(宥)委員 この点では、特に最

近耕土培養法等によつて秋落ちだ

と、酸性土の改良というふうなものに

ついて、ようやく農民が目ざめて関心

を高めて参つておるわけです。土質の

基本的な調査、それからそれに対する

改良についてはきわめて重大な問題で

あると思ひますので、今御説明のあつ

たような趣旨を、十分今後農政の上

に生かされるように希望を申し上げて質

問を打ち切ります。

○村松委員長 久保田豊君。

○久保田(豊)委員 私は時間があ

りませんからごく簡単に要点だけ三つお伺

いをしたいと思ひますのであります。

第一類第八号 農林水産委員會議録第二十六号 昭和三十一年三月三十日

その一点は、耕土培養法を制定せられた趣旨は、私としてはよくわかるのでありますが、これは日本の農業技術の改良の、少くとも資金面から見た場合においては非常に後退になると思うのであります。というのは、一つは資金的にも数年後においてはワックがきまってしまう、動かない。これが第一。これについてはどんなふうにかえられておるかということを第一にお尋ねいたしたい。

それからここにあげられております、たとえば保温折衷苗しろにしても、秋落ち水田にしても、あるいはそのほかいろいろの問題にしても、また薬土地改良等においても、今までの実情はどうかといえ、補助金は、多くの場合においては、農村でやる場合には、補助金をもらってこれをほかに回す。努力はほとんど自分たちが無料奉仕をするという場合が多い。そういうことがその資材部面なり何なりは借金になったということになれば、これはどうしても消極的にならざるを得ない、資金自体は自己負担でやらなければならぬという点。

それからもう一点は、政府全体の傾向からいって、だんだん補助金を打ち切ろう、しかもだんだん農業に対する保護政策が後退するというのが今の全体の傾向です。

この三つから見て、どうしても技術面についての政府の援助が後退すると思うが、政府はおそらくそんなことはありまじやない、とくに技術的なことは、それに対しては具体的なことを考へておられるか、時間がありまじやない、要点だけ簡単に答弁をいただきました。

〇大坪政府委員 改良資金について、本制度を創設することは農政の後退を来たすのじやないか、こういう御意見かと拝聴いたしました。実は私もどうも、それはその点を最も重視いたしまして、本法案を御提案いたしました次第でございます。進んで無利子の資金を潤沢に農民に供給することによりまして、農政の伸張をはかりたい、こういう趣旨であります。少額の補助金を交付いたしますよりも、相当まとまった金額を無利子で交付するということになりますと、非常に現金の少い農民もその資金によって技術の進展をはかれる、こういう趣旨でございます。私もどうも、農政の後退を来たすようなことのないように本法案を提出いたしました次第でございます。

第二点の、借金がふえるというお話でございますが、この点については依然として農民の労働力に待つていたしまして、現金で買入るような相当分について資金を交付することに相なっております。借金がふえる、借金が累加して参るというふうなことは相ならぬと存じますので、その点は御了承願いたいと思ひます。それから、第三点の補助金を今後どんどん打ち切っていくのじやないかという御意見でございますが、実はわれわれとして、そういう点は毛頭考えていない次第でございます。今後といえども新規技術ができました場合には、われわれとしてはもちろん補助金を継続いたすつもりでございます。さらに本改良資金法におきましては、市町村あるいは都道府県、そういう事業主体がやるよ

うな場合においては、依然として補助金を継続いたす所存でございます。本法案の考え方といたしまして、補助金を削減いたすとか、あるいは項目を圧縮するといふようなことを一般的に考へるといふような趣旨は毛頭ないのでございますから、その点御了承願いたいと思ひます。

〇久保田(豊)委員 もう少し突っ込んで聞きたいのですが、時間がありませうから、次の質問に移ります。こういう格好でいきますと、国としても、また農村としても、一番こういう援助をしなければならぬ層が、実は金を借りられなくなる危険性が非常に多いと思ひます。現在の段階でも、昨年度の増産にしても、あれを分析してみれば、ごろんの通り、山地の悪いところであつて、しかも悪いたんばを持つていて、連中は貧乏が多くなつてゐる。こういう連中は非常に生活に困つてゐる。こういう連中にこそ今日の段階においては、政府はもっと親切な技術援助をしてやらなければならぬ。特に今度の援助の対象になるものはほとんど施設であります。こういう連中が施設をやると金がなくて一番困つてゐるのが実情であります。むしろ農村の現状からいくと、相当の大作をしてゐる連中はほとんど買入るのであります。今までの実績からいいますと、大作の連中はほとんどそういうことはやれる。ところが、やりたくても、またやることも農家安定のために国家のためにも必要な連中がほとんどオミットを食ひます。あるいは動力耕転機一台買ひにいたしましても、年間二万五千台出ているのに二千台——私どもは経験があるが、一村に三台か五台、これをだ

れが借りてやつてゐるかという、ほとんど大作である。借りなくてもできる連中である。最も必要な連中はできません。こういう点について技術的に施設に連関をしたところの階層分化がひどくなつて、農村の状態はまことに不安定になつてくる。この中の種類によつてそれぞれ段階を設けて、これ以上のものでなければこうする、これ以上のものでなければこれだけ厚いものを作る。ほんとに小さい農家が安心して借れるような施策をやるべきだと思ひます。そう言へば、おそらく政府としては、そんなことは運用でやりますと言ひに違ひない。幾らあなたの方で運用でやると言つても、農協を通じて貸すということになれば、これはどうしたつて農協に対する支払い能力、返済能力のはつきりしたものである。こういう点で何ら考慮が払われておらない。こういう点について行政運用でやるといふけれども、行政の実態、農村の実態から見ると、ますます階層分化を盛んにし、農村を全体として不安定にする。こういう点について、将来たとえば省令等において一つの基準を設けてやるという御意思があるかどうか、この点を第二点としてお伺ひいたします。

技術は改良されません。この点で政府としてはむしろ別の考へを持つてゐる。もう一つは、今でも改良普及員は雑務に追われてゐるところへ、今度はこれらもやらなければいかぬ。御承知のように自作農創設維持資金も、運用の実際は改良普及員がタッチしなければならぬ。今度は総合計画もやらなければならぬ、これもやらなければならぬ。こういうことをやつておつたら、ほんとうの百姓の技術の相談に乗れぬ。そしてこれを指導することもできません。これをやる以上は、当然政府としては改良普及員の人員の増強なり、改良普及員を増強すべきだと思ひます。現在の改良普及員はどうでしょう、農協や町村へ行つて金をもらわなければ動けない。こういう連中が金を握つたときにどういふことが出てくるかということ、は想像にかたくな。こういう点について政府はどのように考へてゐるか、その点を一つ……。

〇河野国務大臣 御説の点も十分拝聴いたしました。実は農村に駐在いたします農林省関係の技術員、普及員いろいろありますが、これらを私どもといひましては十分整備強化をいたしまして、融通性をもつてできるように將來考へたいということ、今回もこれについては相当考慮いたしました。結論に到達いたしません、なるべく御趣旨に沿うように努力いたします。

〇村松委員長 ほかに川俣清首君より質疑の通告がありますが、時間の関係もありまじやないし、時間もありませんので、この程度において質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○村松委員長 よって質疑はこの程度で終了いたしました。

この際委員長より政府にお尋ねをいたします。本案に対して、利子補給についての行政措置を明確にする規定と、付則第二項及び第三項を削りたいという修正意見がありますが、この点について政府の財政的な措置はどのようにいたしますか。これをお伺いいたします。

○河野国務大臣 慎重御検討いただきまして、今お話のような御意見でございますから、政府におきましては予算の範囲内において、その運用を十分注意をいたしまして御趣旨に沿えるようにいたしたいと思います。

○村松委員長 ただいま小川豊明君より本案に対する日本社会党、自由民主党共同提案にかかる修正案が提出されました。その内容は各位の御手元に配付してあります通りでございます。この際、本修正案の趣旨について提出者の説明を求めます。小川豊明君。

○小川(豊)委員 提案されております農業改良資金助成法案の審議を通じて、この法案の持つ内容の非常に重大なことをわれわれは感知したのでございます。しかしながらこの法案は予算がすでに通っておりまして、法案が通らない、また遅れるというふうなことになる重大な支障を来します。この法案の持つ精神、その効果を減殺しないで高めるということを考えまして、ここに日本社会党、自由民主党の両党を代表して、修正案を御提案申し上げる次第であります。

まず、時間がございませんで、修正案の要旨を讀み上げます。
農業改良資金助成法案に対する修正案

農業改良資金助成法案の一部を次のように修正する。

第三条に次の一項を加える。
3 政府は、都道府県が第一項第二号の保証に係る貸付金につき当該農業協同組合との契約により利子補給を行うときは、当該都道府県に對し、当該利子補給に要する財源について必要な措置を講ずることができ。

第十八条第一項中「第三条第一項」を「第三条」に、同条第二項中「第三条第一項」を「第三条」に、「保証債務に係る弁済金」を「保証債務に係る弁済金、利子補給金」に改める。

附則第一項の項番号を削り、同項中「昭和三十一年四月一日」を「公布の日」に改め、附則第二項及び附則第三項を削る。

以上が修正案の要旨でございます。時間節約のため意味から、説明を省いて御提案申し上げます。

○村松委員長 修正案に対しては別に質疑もないようでございますので、質疑を終局いたしまして、これより修正案及び原案を一括して討論に付します。――別に討論もないようでありますので、これより採決に入ります。

まず小川君提出にかかる両党共同の修正案について採決いたします。この修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村松委員長 起立多数。よって本修正案は可決いたしました。

次に修正の部分を除いて原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村松委員長 起立多数。よって本案は修正議決すべきものと決しました。この際、田中幾三郎君より本案に対する附帯決議を付したいとの申し出があります。発言を許します。田中幾三郎君。

○田中(幾)委員 本案に對しまして、次に述べような附帯決議を一つ付させていただきますと思います。

案文を朗讀申し上げます。
農業改良資金助成法案に対する附帯決議

本法が、農業生産力の発展と農業経営の安定にとつて不可欠な補助金政策を一般的に制限し又は廃止するものではない趣旨にかんがみ、政府は、今後、地方公共団体等が直接実施する事業等に対する現在の補助金の継続強化を図ることは勿論、新技術の導入を目的とする補助金の新規計上等について積極的な努力を払うべきである。

なお、政府は、第三条第三項により利子補給に要する財源措置を講ずるに當つては、小土地改良施設、農道、索道施設等に対する利子補給率を少くとも五分五厘を下らないものとする。

以上であります。

○村松委員長 ただいまの附帯決議を付するに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村松委員長 御異議なしと認め、さように決定いたします。

なおお諮りいたします。本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任を願いたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村松委員長 御異議なしと認め、さように決定いたします。

この際、政府の発言があればこれを許します。

○河野国務大臣 ただいまの御決議につきましては、運用上につきまして十分善処するつもりであります。

○村松委員長 なお農林水産業の基本問題についての質疑を続行することにしたしておりますが、本会議開催の時刻が迫っておりますので、この際、農林大臣においては、次会何日何時に本委員会に出席できるか、その点の御都合を伺つておきます。

○河野国務大臣 来週の火曜、水曜、この両日におきまして、なお委員長とよくお打ち合せをいたしまして、そちらの御希望になるべく沿えるように、私も最善の努力をして出席をすることいたします。

○村松委員長 さように了承いたしました。今日はこれにて散会をいたします。

午後一時四十八分散会

〔参照〕

第二十四号参照

○小委員及び小委員長選任 去る二十七日農林水産委員長において、次の通り小委員及び小委員長を指名した。

水産に関する小委員
大森 玉木君 川村善八郎君
白濱 仁吉君 鈴木 善幸君
田口長治郎君 原 捨思君
本名 武君 赤路 友藏君
淡谷 悠藏君 田中幾三郎君
日野 吉夫君

水産に関する小委員長

田口長治郎君

農業改良資金助成法案(内閣提出)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年四月三日印刷

昭和三十一年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局